西予市次世代森林整備対策事業費補助金交付要綱

令和４年３月31日

西予市告示第75号

(目的)

第１条　この告示は、西予市の森林整備及び森林整備と一体となった路網整備の推進を図るため、予算の範囲内で西予市次世代森林整備対策事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者及び補助対象事業等)

第２条　事業種目、事業名、補助対象者、補助対象経費及び補助金額は別表のとおりとする。

２　補助対象事業は西予市内に存する森林に対する事業とする。

(補助金の交付申請)

第３条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西予市次世代森林整備対策事業費補助金交付申請書(様式第１号。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　事業実施主体は、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第４条　市長は、申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第５条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ西予市次世代森林整備対策事業費補助金変更承認申請書(様式第２号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(１)　補助事業の内容の変更をしようとするとき。

(２)　補助金交付決定額の増減を伴う変更をしようとするとき。

２　市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の支払の可否を決定し、補助対象者にその旨を通知するものとする。

(補助事業の中止及び廃止)

第６条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ西予市次世代森林整備対策事業費補助金中止(廃止)承認申請書(様式第３号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第７条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに西予市次世代森林整備対策事業費補助金実績報告書(様式第４号。以下「実績報告書」という。)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　第３条第２項ただし書により交付申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第３条第２項ただし書により交付申請をした補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を西予市次世代森林整備対策事業仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第５号)により速やかに市長に報告するとともに、補助金の交付を受けた後においては、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第８条　市長は、実績報告書を受理した場合は、その内容を精査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第９条　前条の規定により補助金額の確定通知を受けた補助事業者は、西予市次世代森林整備対策事業費補助金請求書(様式第６号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条　市長は、請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

　(目的外使用の禁止)

第11条　補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

　(指導監督)

第12条　市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて調査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第13条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の指令を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(１)　この告示の規定に違反したとき。

(２)　補助金交付の条件に違反したとき。

(３)　事業の実施方法が不適当であると認められたとき。

(４)　前３号に掲げる場合のほか、この事業の実施について不正があると認められたとき。

(書類の整備等)

第14条　補助事業者は、事業に係る収入及び支出等についての証拠書類等を整備保管しておかなければならない。

２　前項に規定する証拠書類等は、事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して５年間保管しなければならない

(その他)

第15条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

１　この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

２　この告示は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

３　令和９年３月31日以前に交付決定された補助金については、前項の規定にかかわらず、同日後においても、なおその効力を有する｡

附　則(令和５年西予市告示第82号)

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

　　　附　則(令和５年西予市告示第123号)

　この告示は、令和５年６月30日から施行し、令和５年度事業から適用する。

別表(第２条関係)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業種目 | 事業名 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助金額 |
| 森林整備 | １　再造林支援事業 | 森林所有者又は森林経営の委託を受けた者 | 再造林及び再造林に必要な森林作業道の開設に要する経費(森林経営計画内での施業は対象外) | 県の定める造林事業の標準単価(再造林)により算出した事業費に9/10以内を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)もしくは上記金額から県の定める自伐林家支援事業(植栽)で助成された額を除いた額 |
| ２　下刈支援事業 | 同上 | 下刈に要する経費（森林経営計画内での施業は対象外） | 県の定める造林事業の標準単価(下刈)により算出した事業費に6/10以内を乗じて得た額(1,000円未満切捨て) |
| ３　鳥獣被害防止施設等整備事業 | 同上 | 鳥獣被害を防止するための資材(侵入防止柵、食害防止チューブ等)購入に要する経費 | 補助対象経費の２／３ (1,000円未満切捨て)補助額上限　50万円 |
| ４　未整備林整備事業 | 同上 | 1ha未満の森林に対する切捨て間伐に要する経費(森林経営計画内での施業は対象外)林齢要件無し | 県の定める造林事業の標準単価(保育間伐)により算出した事業費に6/10以内を乗じて得た額(1,000円未満切捨て) |
| ５　苗木購入補助事業 | 同上 | 施業面積0.5ha以下の植栽にかかる苗木購入に対する経費(補植も対象) | 補助対象経費の２／３ (1円未満切捨て)補助額上限　10万円 |
| ６　公益的機能増進施業支援事業 | 同上 | 主伐（針広混交林化を目指す更新伐）施業及び施業に必要な森林作業道の開設に要する経費林齢要件無し再造林補助との併用不可 | 県の定める造林事業の標準単価を参考に西予市により算出した事業費（標準単価）に6/10以内を乗じて得た額(1,000円未満切捨て) |
| ７　林道等補修支援事業（１）森林経営計画地 | 森林経営計画の認定を受けた森林所有者又は森林経営の委託を受けた者 | 森林経営計画に依る施業計画地へのアクセス道路面補修（路面整正、路面補強等）に要する経費※詳細については別要領にて定める | 補助対象経費の1/2補助額上限　50万円(１経営計画にかかる路線につき)(1,000円未満切り捨て) |
| （２）森林経営計画地以外 | 森林所有者又は森林経営の委託を受けた者 | 当年度内に行う森林整備（搬出間伐）地へのアクセス道路面補修（路面整正、路面補強等）に要する経費※詳細については別要領にて定める | 補助対象経費の1/2補助額上限　20万円(１施業地にかかる路線につき)(1,000円未満切り捨て) |
| 路網整備 | ８　作業道開設支援事業 | 森林所有者又は森林経営の委託を受けた者 | 作業道開設に要する経費※詳細については別要領にて定める | 補助対象経費の1/2以内補助額上限　150万円(1,000円未満切り捨て) |
| ９　林道適正管理支援事業 | 同上 | 既存林道に対する恒久的な維持管理を図るための整備に要する経費(路面工、排水施設等)※詳細については別要領にて定める | 補助対象経費の1/2以内補助額上限　20万円(1,000円未満切り捨て) |
| 10　林道維持補修支援事業 | 同上 | 既存林道の適正な維持管理を図るために要する経費(草刈り、土砂撤去等)※詳細については別要領にて定める | 補助対象経費の1/2以内補助額上限　15万円(1,000円未満切り捨て) |

様式第１号(第３条関係)

西予市次世代森林整備対策事業費補助金交付申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　西予市長　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　名

　　　西予市次世代森林整備対策事業を下記のとおり実施したいので、西予市次世代森林整備対策事業費補助金交付要綱第３条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

１　事業名

２　補助金申請額　　　　　金　　　　　　　　　円也

３　添付書類

　(１)事業実施計画書

　(２)その他市長が必要と認める書類

様式第２号(第５条関係)

西予市次世代森林整備対策事業費補助金変更承認申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　西予市長　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　名

　　　年　月　日付け西予市指令林第　　号をもって補助金交付決定の通知があった標記事業について、下記のとおり変更したいので、西予市次世代森林整備対策事業費補助金交付要綱第５条の規定により、その承認を申請します。

記

　１　事業名

２　交付決定通知額

　　　　変更前

　　　　変更後

　３　変更の理由

様式第３号(第６条関係)

西予市次世代森林整備対策事業費補助金中止(廃止)承認申請書

年　　月　　日

　　西予市長　　　　　　　様

住　　　所

氏　　　名

　　　　年　月　日付け西予市指令林第　　号をもって補助金交付決定の通知があった標記事業について、下記のとおり中止(廃止)したいので、西予市次世代森林整備対策事業費補助金交付要綱第６条の規定により、その承認を申請します。

記

　　１．事業名

　　２．事業中止(廃止)の理由

　　３．中止の時期(廃止の時期)

様式第４号(第７条関係)

西予市次世代森林産業整備対策事業費補助金実績報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

西予市長　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　名

　年　月　日付け西予市指令林第　　号をもって補助金交付決定の通知があった標記事業の実績について、西予市次世代森林整備対策事業費補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

　１　事業名

２　交付決定通知額

３　添付書類

　(１)事業実績報告書

　(２)その他市長が必要と認める書類

様式第５号(第７条関係)

年　　月　　日

　西予市長　　　　　　　様

住　所

氏　名

西予市次世代森林整備対策事業費

補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

　　　　　年　　月　　日付け西予市指令林第　　　号により補助金交付決定のあった西予市次世代森林整備対策事業費補助金について西予市次世代森林整備対策事業費補助金交付要綱第７条第３項の規定により、下記のとおり報告します｡

記

１　西予市次世代森林整備対策事業費補助金交付要綱第７条の規定による補助金の額の確定額(　　　　年　月　日付西予市指令林第　号による額の確定通知額)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　補助金返還相当額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

様式第６号(第９条関係)

西予市次世代森林整備対策事業費補助金請求書

年　月　日

西予市長　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　名

　年　月　日付け西予市指令林第　　　号により補助金交付決定のあった西予市次世代森林整備対策事業費補助金について西予市次世代森林整備対策事業費補助金交付要綱第９条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

一金　　　　　　　　　　　　　　　　　円也

内訳　交付決定通知額　金　　　　　　　円也

　　　　　　　　　　　　今回請求額　　　金　　　　　　　円也

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支　払　方　法 | 金融機関名 |  |
| 口座種別 |  |
| 口座番号 |  |
| 口座名義人 |  |